

[事案 2024-68] 転換契約取消請求

・令和 6 年 12 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 8 月に契約した組立型保険（契約①）を、令和 4 年 12 月に組立型保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を取り消して、契約①に戻してほしい。

- (1)募集人から、契約②の保険料払込期間に関する説明を受けておらず、設計書、注意喚起情報、ご契約のしおり等を受け取っていないため、保険料払込期間について十分に理解せずに申込手続を行った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、タブレット端末上で、契約②の保険料払込期間および申立人の意向に合致していることを確認した。
- (2)申立人は、タブレット端末上で、契約②の設計書、注意喚起情報、ご契約のしおり等を受領したことを確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。